

東京都の国民健康保険一部負担金等一覧表

【特別区・市町村】

平成23年4月1日 現在

保 険 者 号	区 分 保険者名		一部負担金の割合				感染症法第37条適用医療の自己負担	感染症法第37条の2適用医療の自己負担	障害者自立支援法第58条適用医療（精神通院）の自己負担		
			一般被保険者	退職被保険者等	義務教育就学前 ※2	70歳以上高齢者 ※3					
						一般				現役並み所得者	
13	801	6	特別区（23区）		3割	2割	2割	3割	あり	5%	10%
13	864	4	市町村（39市町村）								

※1 一定の所得要件に該当する被保険者証には、法制93「結核医療給付金受給者証」又は「国保受給者証（精神通院）」が交付されます。
医療機関等（都内に限る）にてこの証を提示した場合、適用医療の自己負担はありません。

【国民健康保険組合】

保 険 者 号	区 分 保険者名		一部負担金の割合				感染症法第37条適用医療の自己負担	感染症法第37条の2適用医療の自己負担	障害者自立支援法第58条適用医療（精神通院）の自己負担																																																							
			被保険者	義務教育就学前 ※2	70歳以上の高齢者 ※3																																																											
					一般	現役並み所得者																																																										
13	303	3	全 国 土 木	3割	2割	2割	3割	なし	なし	なし																																																						
13	304	1	東 京 理 容								窓口では1割の額を徴収してください ※4	※5	※6	※7																																																		
13	306	6	東 京 芸 能 人								※5				※6	※7																																																
13	307	4	文 芸 美 術														※5	※6	※7																																													
13	309	0	料 理 飲 食																	※5	※6	※7																																										
13	311	6	東 京 技 芸																				※5	※6	※7																																							
13	313	2	食 品 販 売																							※5	※6	※7																																				
13	314	0	東 京 美 容																										※5	※6	※7																																	
13	315	7	自 転 車 商																													※5	※6	※7																														
13	316	5	青 果 卸 売																																※5	※6	※7																											
13	317	3	東 京 浴 場																																			※5	※6	※7																								
13	318	1	写 真 材 料																																						※5	※6	※7																					
13	319	9	東 京 弁 護 士																																									※5	※6	※7																		
13	320	7	東 京 薬 剤 師																																												※5	※6	※7															
13	322	3	東 京 都 医 師																																															※5	※6	※7												
13	324	9	建 設 職 能																																																		※5	※6	※7									
13	325	6	東 京 建 設 業																																																					※5	※6	※7						
13	327	2	東 京 土 建																																																								※5	※6	※7			
13	328	0	全 国 板 金 業																																																											※5	※6	※7
13	323	1	左 官 タ イ ル																																																													
13	326	4	中 央 建 設	※5	※6	※7																																																										
13	329	8	建 設 工 事 業	あり	5%	10%																																																										

※2 6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までとなります。

※3 70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）からとなります。

※4 70歳から74歳の一般所得者の2割の一部負担金は、平成24年3月31日まで1割となります。

※5 感染症法第37条適用医療の場合は、世帯の所得に応じて自己負担額が生じる場合があるため、公費負担の決定書の確認をお願いします。

※6 自己負担として結核医療にかかわる5%の額を徴収してください。

※7 自己負担として精神医療にかかわる10%の額を徴収してください。ただし、世帯の所得や病名等に応じて月額上限額があるため、医療受給者等の確認をお願いします。